

都市計画法第34条第7号 川越市審査基準

法第34条

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域において建築し又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

1 事業活動の効率化とは、次の（１）又は（２）に該当すること。

（１）当該市街化調整区域に現に存する日本標準産業分類大分類 E 製造業に分類される工場（以下「既存工場」という。）の事業活動において、既存工場の質的改善が図られ、既存工場の量的拡大が見込まれることが明らかなこと。

（２）市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業（以下「関連事業」という。）で次に掲げるアからエのいずれかに該当すること。なお、この関係は数量及び金額におけるものであること。

ア 既存工場における事業の原材料の５割以上を、自己の事業における生産物の中から納入していること。

イ 既存工場における事業の生産物の５割以上を、自己の事業における原材料として受け入れていること。

ウ 自己の事業の原材料の５割以上を既存工場における事業の生産物の中から受け入れていること。

エ 自己の事業の生産物の５割以上を既存工場における事業の原材料として納入していること。

2 開発区域

開発区域は、原則として既存工場に近接する土地とする。

3 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。
周辺環境との調和が図られる計画であること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年１０月１日から施行する。